

破産法改正

第4回 破産財団の換価

新破産法では、破産財団の換価手続を合理化するとともに、早期換価に資する多様な手段を用意した。

■資産処分における裁判所の許可(78条)

破産管財人が裁判所の許可を受けて行なうべき行為は、旧法197条1号～14号に規定されるものの他に裁判所が指定できることとし、多様な事件に柔軟に対応できるようにした。一方、動産の売却等については現在の東京地裁における運用を踏襲し、100万円以下の資産処分は許可を要しないものとし(78条3項1号、規則25条)、また、裁判所が許可不要行為を定めることができるものとした(78条3項2号)。

■担保目的物件の処分

(ア) 担保目的物件の担保権付任意売却(65条2項)

管財人が、担保目的物件を担保権付のまま任意売却できること、およびその場合の別除権の扱いについて明定した。

(イ) 無剰余担保物件の競売申立て(184条3項)

物件の価値を越える担保権が設定され、破産管財人にとっては無剰余の場合であっても、保有コストの支出を止める等の目的から、破産管財人に競売申立権を認めた。

(ウ) 担保権消滅許可制度(186条～191条)

管財実務では、担保付不動産等を任意売却する際、破産管財人は担保権者等との交渉によって財団組入可能な金額での担保権の受け戻しをすることが多い。し

かし、これはあくまで任意の交渉によるため、特に後順位担保権者が高額なハンコ代を要求するなど困難な交渉を余儀なくされることがある。新法では、そのような場合に、破産管財人に、担保権を消滅させて任意売却するとともに破産財団に一定額を組み入れることができる手段を用意した。一方、担保権者は、これに不服の場合は、①競売申立て、②買受の申出、で対抗することになる。

■営業継続に資する制度

(ア) 継続的供給契約の取扱(55条)

電気・ガス・電話などの継続的供給契約について、民事再生法・会社更生法と同様の規定を設け、破産開始後もそれらの供給が停止しないよう配慮した。

(イ) 商事留置権消滅請求(192条)

商事留置権者に対して、財産価値相当額を弁済することによって、商事留置権の消滅を求めることができることとした。破産管財人が営業譲渡をしようとする際、営業価値の毀損を防ぐために商事留置権者から物件の引渡しを受ける必要がある場合などに利用が考えられる。

(倒産法部 破産・特別清算小委員会代表世話人
藤田 浩司)

倒産法部 破産・特別清算小委員会

今後の日程

第6回 1月13日(木)

第7回 2月16日(水)

第8回 3月16日(水)

いずれも18:00～20:00 弁護士会館502会議室

■問い合わせ先：総務課 TEL.03-3581-2204